

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案のうち、  
二種指定制度に係る接続ルールに関する省令及び告示案について提出された再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

| 再意見提出者 (計 5 件) |                   |                |
|----------------|-------------------|----------------|
| 受付             | 意見受付日             | 意見提出者          |
| 1              | 平成 27 年 12 月 24 日 | 日本通信株式会社       |
| 2              | 平成 27 年 12 月 25 日 | 株式会社 NTT ドコモ   |
| 3              | 平成 27 年 12 月 25 日 | 株式会社 ケイ・オプティコム |
| 4              | 平成 27 年 12 月 25 日 | ソフトバンク株式会社     |
| 5              | 平成 27 年 12 月 25 日 | KDDI 株式会社      |

再意見書

平成 27 年 12 月 24 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

|      |   |
|------|---|
| 郵便番号 | 〒105-0001   |
| 住所   | <small>とうきょうとみなとくらのもん</small><br>東京都港区虎ノ門 4-1-28  |
| 氏名   | <small>にほんつうしんかぶしきがいしゃ</small><br>日本通信株式会社<br><small>だいひょうとりしまりやくしゃちょう</small> <small>ふくだなおひさ</small><br>代表取締役社長 福田尚久 |

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての再意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

|   | 提出された意見の提出者と意見の該当箇所   | 再意見   |
|---|---|---|
| 1 | <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則第4条<br/>に対する意見</p> <p>「第三項の「番号ポータビリティ転送機能」については、利用する事業者が限られており、代替する機能も存在しているため、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定されている、アンバンドルの判断基準のうち「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」を満たしていません。そのため、本条に定めることは適切ではないと考えます。」</p> | <p>左記の指摘通り、「番号ポータビリティ転送機能」の記載だけでは利用事業者が限られ、代替機能も存在するというのであれば、「番号ポータビリティ転送機能」を接続料規則から削除するのではなく、むしろその代替機能も含めて、網羅的に規定するべきだと考えます。</p> <p>今般、番号ポータビリティに関する機能がアンバンドル機能として規定されたのは、番号ポータビリティ機能が必要性・重要性が高いサービスであり、また MVNO の参入促進にも資するとの判断によるものと思料しています。</p> <p>上記背景を鑑みると、仮に「番号ポータビリティ転送機能」の記載を削除したとすれば、同機能の接続料が各事業者の恣意的判断のもと設定され得ることになり、却って利用者料金の高額化を招くなど、好ましくない結果となる可能性が生まれてしまいます。</p> <p>むしろ、番号ポータビリティに関する実現方法を規則上に網羅的に規定することで、番号ポータビリティ機能のアンバンドル化の実効性の確保に寄与するものと考えます。</p> <p>先の意見募集において、弊社意見でも、「音声伝送交換機能」の接続方式が限定的な記載となっている点について意見を述べさせていただきましたが、これらのアンバンドル機能に係る規定の記載が網羅的でないことにより、例外条件が見出され、結果的に規定が形骸化してしまうことの無いよう、総務省におかれては、その動向を注視し、省令等の改定を実施する等の適切な行政が行われることを希望します。</p> |
| 2 | <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>二種指定制度（携帯電話網の接続ルール）の充実に係る意見</p>   | <p>左記抜粋の意見に全面的に賛同するとともに、左記の通り、接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>「接続料につきましては、NTTグループ殿の減価償却方法の定額法への変更により、NTTドコモ殿の接続料が低廉化しMNO間の接続料格差が拡大することが想定されるため、接続料の格差の妥当性の検証や更なる低廉化に向けた検討を継続していただくことを要望します。特に、接続料算定式の分母となる需要の測定方法については明確な規定がなく、総務省殿における検証におかれましてはご留意いただくことを希望いたします。」</p> | <p>務省において再度接続料算定に係る研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p> |
|---|---|

以上

再意見書

平成27年12月25日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

号

郵便番号 100-6150  
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1  
氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社NTTドコモ  
だいひょうとりしまりやくしゃちよう かとう かおる  
代表取締役社長 加藤 薫

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての再意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

| 提出された意見の提出者と意見の該当箇所  | 再意見   |
|--|---|
| <p>意見提出者：<br/>KDDI株式会社</p> <p>該当箇所：<br/>これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、(中略)これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって、MVNOの参入が促進され、MVNOを含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。(中略)これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。</p> <p>意見提出者：<br/>九州通信ネットワーク株式会社</p> <p>該当箇所：<br/>特定サービスの接続料が不当に高くなることがないよう、総務省殿におかれましては、接続料算定の基となる配賦整理書の適正性について継続的な検証をお願いいたします。</p> <p>意見提出者：<br/>日本通信株式会社</p> <p>該当箇所：<br/>接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において再度研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p> <p>意見提出者：<br/>株式会社ケイ・オプティコム</p> <p>該当箇所：<br/>接続料の格差の妥当性の検証や更なる低廉化に向けた検討を継続していただくことを要望します。</p> | <p>二種指定事業者の接続約款記載の接続料については、改正電気通信事業法第34条第3項第2号の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められているところ、その具体的な算定方法については、過去の度重なる審議会・研究会等での議論を通じた累次のルール整備の結果として、これまで「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下「二種指定ガイドライン」)」に規定されていたものが、今回新たに第二種指定電気通信設備接続料規則案(以下「接続料規則案」)に規定されることとなったものと認識しております。</p> <p>これにより、当社を含めた携帯電話事業者における接続料の適正性・公平性の更なる向上が図られるものと理解しております。</p> <p>当社はこれまでも、二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行ってきたところ、今後も、接続料規則案に則った対応を行っていく所存です。</p> |

| 提出された意見の提出者と意見の該当箇所   | 再意見  |
|---|--|
| <p>意見提出者：<br/>KDDI株式会社</p> <p>該当箇所：<br/>モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。<br/>また、新たな制度の運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>意見提出者：<br/>日本通信株式会社</p> <p>該当箇所：<br/>第二種指定電気通信設備接続料規則案、ならびにMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNOガイドライン」)において規定された、アンバンドル機能について、いわゆる加入者管理機能(MVNOによるHLR/HSS保有)を直ちに加えることを希望します。(中略)<br/>同機能は、MVNOガイドラインに規定されるアンバンドル機能を設定する場合の要件にも以下の通り合致しており、(中略)直ちにアンバンドル機能として指定されるべきであると考えます。</p> <p>意見提出者：<br/>一般社団法人テレコムサービス協会</p> <p>該当箇所：<br/>第二種指定電気通信設備制度において、アンバンドル機能や接続料算定方法が省令として規定されることは、規律の位置づけをより明確にし、MVNOの市場参入や安定した事業運営が可能となることから、これに賛同いたします。</p> | <p>アンバンドル機能等については、現在の二種指定ガイドライン、並びに、今般改正の「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNOガイドライン」という)」においても記載されているとおり、『二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮すること』及び、『事業者間協議による合意形成を基礎とすること』が、基本的な考え方として維持されており、この点、今後の競争環境の進展やイノベーションの推進による一層の国際競争力・産業競争力強化を図る観点から、当該枠組みの維持が必要であると考えております。</p> <p>また、同ガイドラインにおいて、アンバンドル等の判断基準においても、その設定要件が示されており、この点、「開放を促進すべき機能」については、今回新たにその対象として追加されたHLR/HSS連携機能も含め、現時点において、「アンバンドルの要件を全て満たさない機能」として、「事業者間協議の更なる促進を図る」観点で指定されているものと理解しております。</p> <p>当社は、各事業者からの要望について、これまでも真摯に協議を行ってきておりますが、今後も引き続き、技術面・費用面・制度面・ユーザ利便性等、総合的な観点を踏まえ、実現可否や実現方法等につき事業者間協議を行っていく所存です。</p> |

以上

## 意見書

平成27年12月25日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ぼん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ  
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての再意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

| 提出された意見の提出者と意見の該当箇所   | 再意見案   |
|---|--|
| <p>今般の電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」）改正に際し、従来は第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」）制度の運用に関するガイドラインで定められていた接続料算定方法等について、省令等にて規定されることとなりました。</p> <p>接続料算定方法については、平成24年から25年にかけて行われた「モバイル接続料算定に係る研究会」においても議論がなされてきましたが、「更に詳細な検討が必要」として、結論の導出には至っておりません。</p> <p>また、同研究会で議論された以外にも、接続料算定には様々な論点が考えられます。</p> <p>例えば、接続料算定における「原価」について、MNOにおいては顧客向けの価格に含まれる原価に将来原価を採用している例が存在しているところ、MVNOにおいては、実績原価に基づく接続料しか採用し得ないため、利用者料金に適用される原価の基準が異なる例などが存在し、このような不整合を改善するための理論的にも合理的な接続料原価として、将来原価や長期増分費用方式に基づく原価を採用すべきであるという考え方もあります。</p> <p>以上のように、接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において再度研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p> <p>【日本通信株式会社殿】</p> | <p>「モバイル接続料算定に係る研究会」において結論の導出に至っていない論点等について、総務省殿において再度研究会等を開催して検討し考え方を明確にするべきとのご意見に賛同いたします。結論の導出に至っていない論点には、接続料算定式の分母に当る需要の測定方法についても含まれるものと考えます。</p> <p>また、今後 NTT グループ殿の減価償却方法の定額法への変更により、NTT ドコモ殿の接続料が低廉化し MNO 間の接続料格差が拡大することが想定されるため、接続料の格差の妥当性の検証や更なる低廉化に向けた検討についても、総務省殿における研究会等において適時実施していただくことを要望いたします。</p> |

| 提出された意見の提出者と意見の該当箇所  | 再意見案  |
|--|---|
| <p>第二種指定電気通信設備接続料規則案、ならびにMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNOガイドライン」）において規定された、アンバンドル機能について、いわゆる加入者管理機能（MVNOによるHLR/HSS保有）を直ちに加えることを希望します。</p> <p>2014年12月に公表された『2020年代に向けた情報通信政策の在り方答申』においては、同機能について、「まずは事業者間協議を進め、その状況を踏まえて検討する」とされたところですが、既に2011年から同機能の接続の申込みがなされ、長らく事業者間協議が行われてきているにも関わらず、未だ実現していないばかりか、進展すら見られず、その見通しも立っておりません。</p> <p>同機能は、MVNOガイドラインに規定されるアンバンドル機能を設定する場合の要件にも以下の通り合致しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①MVNOからの明確な要望があり、</li> <li>②欧米において多数例が見られることから明らかな通り、技術的に可能であり、我が国においてそれを排除する理由もなく、</li> <li>③MNOに過度な経済的負担を与えること無く実現でき、</li> <li>④MVNOによる多様なサービス提供に寄与し、ひいては利用者利便の高いサービスに係る機能であることから、直ちにアンバンドル機能として指定されるべきであると考えます。</li> </ul> <p>【日本通信株式会社殿】</p> | <p>HLR/HSS 連携機能のアンバンドル化が実現することにより、MVNO事業者が複数のキャリアに対応した独自SIMを発行することや、独自の音声サービス提供等の可能性が生まれるなど、情報通信サービスの多様化につながり、利用者利便の向上につながるものと考えます。総務省殿には当該機能のアンバンドル化に向けて、更なる検討を進めていただくよう要望します。</p> |

| 提出された意見の提出者と意見の該当箇所   | 再意見案  |
|---|---|
| <p>先般、2015年3月の二種指定ガイドラインの改正において、接続料の急激な変動についての判断にあたっては「二種指定事業者が、データ接続機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断する場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行うことを規定しており、総務省は当該事業者の判断について適正性等の観点から必要な検証を行う」との総務省殿の考えが示されております。</p> <p>上記を踏まえれば、本接続料規則案における、「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」との判断は二種指定事業者が行い、当該判断につき適正性等の観点から総務省殿が引き続き必要な検証を行うこととなるものと考えており、この点について確認させて頂きたいと考えます。</p> <p>また、二種指定事業者が当該判断を行う対象については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法に関するガイドライン」の一部改正案（以下「MVNOガイドライン案」という）における2（2）イ（ウ）ア）精算に関する遡及時点に「当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能にかかる接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。」との記載があるとおり、本条ただし書きの対象はデータ伝送交換機能に係る接続料である点を確認させて頂きたいと考えます。</p> <p><b>【株式会社 NTT ドコモ殿】</b></p> | <p>「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」との判断については、接続料協議の当事者である二種指定事業者が行うのではなく、総務省殿が行うべきであると考えます。当該判断が二種指定事業者により実施される場合、二種指定事業者の恣意的な判断により適正な水準以上の接続料をMVNOが支払うことになることが危惧されます。</p> |

| 提出された意見の提出者と意見の該当箇所  | 再意見案   |
|--|--|
| <p>モバイル市場は、NTT東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNOにとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中でMVNOを含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。</p> <p>上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって、MVNOの参入が促進され、MVNOを含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。</p> <p>このような中、本年5月に改正された電気通信事業法においては、モバイル市場に係る規制に関して、第二種指定電気通信設備制度の見直しが行われ、第一種指定電気通信設備制度と大きな差がない内容となっておりますが、市場環境や第一種・第二種指定電気通信設備制度の規制根拠の違いを踏まえれば、本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。モバイルトラヒックの増大が日本と同様に進展している欧米先進諸国においても、固定のボトルネック設備に対する設備開放ルールと同等のレベルの規制をMNOに課している例は見られません。モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。</p> <p>また、新たな制度の運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。</p> <p><b>【KDDI 株式会社殿】</b></p> | <p>日本における下記の状況を踏まえると、二種指定事業者への規制は一種指定事業者への規制と同等のものであるべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① MNO3社の協調的寡占状態が継続しMNOと資本関係の無い独立系MVNOのシェアが著しく低い</li> <li>② MNOの設備開放条件の違いなどから大多数の独立系MVNOはNTTドコモ殿の設備を利用しており、独立系MVNOが利用するホストMNOのシェアに著しい偏りがある</li> <li>③ 移動通信市場において設備のボトルネック性が認められないとされた平成12年電気通信審議会第一次答申「接続ルールの見直しについて」（平成12年12月）が出された当時と異なり、移動通信サービスの位置付けは個人単位でのオプションな通信手段から今や国民生活や経済・社会活動に不可欠な基盤として重要な役割へと変化している※</li> </ol> <p>また、日本における規制と欧米先進諸国の規制を比較されていますが、上記①と②については日本と欧米先進諸国では状況が異なっており、日本のMNOに対する規制を欧米先進諸国における規制と同等とすべきであるとの議論は適切ではないと考えます。</p> <p>※「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に対する弊社等意見（意見4-28）に対する総務省殿の考え方</p> |

以上

## 再意見書

平成 27 年 12 月 25 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー みやうち けん  
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての再意見募集 - 電気通信事業法施行規則の一部改正等 -」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての再意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に対し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

|   | 意見の提出者   | 意見の該当箇所   | 再意見  |
|---|----------|---|--|
| 1 | 日本通信株式会社 | <p>第二種指定電気通信設備接続料規則案、ならびに MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNO ガイドライン」）において規定された、アンバンドル機能について、いわゆる加入者管理機能（MVNO による HLR/HSS 保有）を直ちに加えることを希望します。</p> <p>2014 年 12 月に公表された『2020 年代に向けた情報通信政策の在り方答申』においては、同機能について、「まずは事業者間協議を進め、その状況を踏まえて検討する」とされたところですが、既に 2011 年から同機能の接続の申込みがなされ、長らく事業者間協議が行われてきているにも関わらず、未だ実現していないばかりか、進展すら見られず、その見通しも立っておりません。</p> <p>同機能は、MVNO ガイドラインに規定されるアンバンドル機能を設定する場合の要件にも以下の通り合致しており、</p> <p>①MVNO からの明確な要望があり、</p> <p>②欧米において多数例が見られることから明らかな通り、技術的に可能であり、我が国においてそれを排除する理由もなく、</p> | <p>「いわゆる加入者管理機能（MVNO による HLR/HSS 保有）」については、平成 27 年 11 月 27 日付の「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての追加意見募集－MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改定－」により HLR/HSS 機能を「開放を促進すべき機能」として規定する案が示されたところです。</p> <p>この「開放を促進すべき機能」については、改正後の MVNO ガイドラインにおいて「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成</p> |

|   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
|   |           | <p>③MNO に過度な経済的負担を与えること無く実現でき、</p> <p>④MVNO による多様なサービス提供に寄与し、ひいては利用者利便の高いサービスに係る機能であることから、直ちにアンバンドル機能として指定されるべきであると考えます。</p>  | <p>を尊重し、その促進を図る」としていることから、従前のおり事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものと考えます。</p> <p>なお、日本通信株式会社殿が「直ちにアンバンドル機能として指定されるべきである」との意見を提出された加入者管理機能（HLR/HSS 機能）は、具体的な要望について協議を行っているところであると認識しております。</p>  |
| 2 | KDDI 株式会社 | <p>モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。</p> <p>上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって、MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。</p> <p>このような中、本年 5 月に改正された電気通信事業法においては、モバイル市場に係る規制に関して、第二種指定電気通信設備制度の見直しが行われ、第一種指定電気通信設備制度と</p> | <p>第二種指定電気通信設備制度は、電波の割当てを受けた事業者(MNO)がMVNO等の競争事業者との接続協議における交渉力を有することに着目した制度であるのに対し、第一種指定電気通信設備制度は固定系加入者回線のボトルネック性に着目した制度であり、それぞれの制度は創設の背景等が全く異なることから、「本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。」「モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。」「MNO、MVNO も含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。」とする KDDI 株式会社殿の意見に賛成します。</p> <p>弊社としては、ボトルネック性を有する第一種指定電</p> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | <p>大きな差がない内容となっておりますが、市場環境や第一種・第二種指定電気通信設備制度の規制根拠の違いを踏まえれば、本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。モバイルトラフィックの増大が日本と同様に進展している欧米先進諸国においても、固定のボトルネック設備に対する設備開放ルールと同等のレベルの規制を MNO に課している例は見られません。モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。</p> <p>また、新たな制度の運用にあたっては、今後も MNO、MVNO も含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。</p> | <p>気通信設備についてこそ、光ファイバの利用促進をはじめとした、より積極的なネットワーク開放の措置が講じられるべきと考えます。</p> |
|--|--|---|--|

以上

意見書

平成 27 年 12 月 25 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だひようとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての再意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。  
(文中では敬称を省略しております。)

| 提出された意見の提出者と意見の該当箇所   | 再意見  |
|---|--|
| <p>【意見提出者：一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>第二種指定電気通信設備制度において、アンバンドル機能や接続料算定方法が省令として規定されることは、規律の位置づけをより明確にし、MVNO の市場参入や安定した事業運営が可能となることから、これに賛同いたします。</p> <p>【意見提出者：日本通信株式会社】</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則案、ならびに MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNO ガイドライン」）において規定された、アンバンドル機能について、いわゆる加入者管理機能（MVNO による HLR/HSS 保有）を直ちに加えることを希望します。</p> <p>（中略）</p> <p>同機能は、MVNO ガイドラインに規定されるアンバンドル機能を設定する場合の要件にも以下の通り合致しており、</p> <p>①MVNO からの明確な要望があり、</p> <p>②欧米において多数例が見られることから明らかな通り、技術的に可能であり、我が国においてそれを排除する理由もなく、</p> <p>③MNO に過度な経済的負担を与えること無く実現でき、</p> <p>④MVNO による多様なサービス提供に寄与し、ひいては利用者利便の高いサービスに係る機能であることから、直ちにアンバンドル機能として指定されるべきであると考えます。</p> | <p>モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。このようなモバイル市場の特性に鑑み、二種指定設備のアンバンドル等に係るルールについては、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも配慮し、事業者間協議による合意形成を尊重することで、MNO、MVNO を含めたモバイル市場の一層の発展を図ることが重要と考えます。</p> <p>二種指定設備のアンバンドル等へのプロセスについては、上記の趣旨を踏まえ、まずは当該機能を要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定されているアンバンドル判断基準に照らし合わせ、「意見公募を実施するなど、手続きの公正性・透明性の確保に努める」ものと理解しております。その際、「アンバンドル機能」や「開放を促進すべき機能」への位置づけにあたっては、各社のネットワークや設備構成に違いがあることを踏まえ、同様の機能であっても、事業者によっては具備していない機能が存在することや、技術的・経済的観点でアンバンドルが困難な機能が存在するケースも想定されるため、各事業者の事情を考慮した上で個別に判断することが必要と考えます。</p> <p>なお、「HLR/HSS 連携機能」については、当該機能を開放することで実現するサービス等、実質的に具体的な検討がなされておらず、すべてのアンバンドル判断基準を満たしている可能性があるとは言えないため、現時点において「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に加えることは適当ではないと考えます。</p> |

以上